

第18回 今後の治水対策のあり方に関する有識者会議 議事要旨

平成23年9月26日（月）18:00～20:00

中央合同庁舎3号館 11階特別会議室

【出席者】

中川座長、宇野委員、三本木委員、鈴木委員、辻本委員、道上委員、森田委員、奥田副大臣、津川政務官、関水管理・国土保全局長

【ダム事業の検証の検討結果について】

○今回は、検討主体から国土交通大臣に報告された吾妻川上流総合開発、吉野瀬川ダム、河内川ダム、玉来ダムの検討結果について説明を受け、有識者会議から意見等を述べた。

○委員の主な発言は以下のとおり。

- ・吾妻川上流総合開発を中止した場合、今後どのような事業で対応するのか。

[事務局から、どのような事業の枠組みで進めていくのかも含めて、今後検討することになる旨を説明。]

- ・吾妻川上流総合開発を中止した後の対応について、河川整備計画を策定する段階で検討していくべきはないか。
- ・吾妻川上流総合開発については、ダム案と他の対策案とのコスト比較がなされていない。この点については、コストを算出する前に、地盤の強度など技術的な課題があるということだと理解する。
- ・このような点については、検討主体自らが検証対象ダムを中止する方向性で考えている場合には、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」で示す詳細な検討によらなくてもよいことを許容してきている。「中間とりまとめ」の段階で想定していたことであり、手続きとして不備はない。

- ・ 吾妻川上流総合開発は、ハッ場ダムの上流域で計画されてきた事業である。ハッ場ダムの利水はかなり下流で取水する予定であり、影響が小さいこともあわせて説明しないと、誤解を招くおそれがあるのではないか。
- ・ 吉野瀬川については、河川整備計画で下流に放水路を新設することとしている。放水路合流点より下流側については、全流量を放水路で流下させ、現河道の流量はゼロとなる旨の記述があるが、これは放水路合流点より下流の現河道を廃川にすることか。
 [事務局から、当該記述は洪水時の扱いに係るものであり、平常時には現河道を流下させることから、廃川にするものではない旨を説明。]
- ・ 流水の正常な機能の維持を目的とする容量を確保して、環境の保全を図ろうとしているにもかかわらず、このことを漁業関係者等に十分説明されていないように感じる。
- ・ 当有識者会議で意見を述べる対象ではないが、各河川でダムや河川改修について具体的にどのように予算措置を講じていくかは重要な課題である。
- ・ 玉来川流域では、平成2年の豊肥大水害において倒木、流木で大きな被害があり、パブリックコメントでも言及されている。当有識者会議の「中間とりまとめ」でも示したとおり、森林の保全は重要である。玉来ダムにおいては、流木をどのように処理するのか。
 [流木対策として洪水吐きにスクリーンの設置を考えている旨を大分県から聞いていることを事務局から説明。]
- ・ 関東地方整備局の吾妻川上流総合開発は「中止」という内容であり、従来からの手順や手法等によって検討がなされた。これは、有識者会議が「中間とりまとめ」についてのパブリックコメントを行った際に有識者会議が示した考え方に沿って検討されたものであると理解できる。
- ・ 福井県の吉野瀬川ダムと河内川ダム、大分県の玉来ダムは「継続」という内容であった。これらは、基本的には、中間とりまとめで示した

「共通的な考え方」に沿って検討されたものであると理解できる。

【その他】

○議事に先立ち、座長より次のような話があった。

これまでも、座長あてあるいは委員あてに様々な団体等から御意見や御質問を頂くことがあり、これらについては拝見している。これら御意見等の中には、ダム事業検証のしくみ、当有識者会議の役割について、十分に理解されていないものがあると思う。

今回のダム事業の検証においては、各検討主体から検討結果が国土交通本省に報告される。当有識者会議は、中間とりまとめで示した「共通的な考え方」に沿って検討されたかどうかについて意見を述べることとしている。このことは「中間とりまとめ」に明記している。

また、個別の河川の河川整備計画については、それぞれの河川管理者が地域の意見を踏まえて策定しているものであり、個別の河川の治水計画等について御疑問等があれば、策定した主体にお尋ねいただくことが適当であると考えます。